

仕 様 書

この請負事業の仕様書は、次のとおりとする。

製品生産事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降）、関東森林管理局製品生産仕様書（令和5年3月1日以降）、検知業務仕様書（令和2年4月1日以降）を適用する。

ただし、保育間伐存置型箇所については、国有林野事業における造林事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降に入札公告するものから適用）及び関東森林管理局造林事業仕様書（令和5年12月1日以降）を適用し、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」第1条第13項及び第14項、第18条第6項及び第7項、第32条第8項は適用しないものとする。

特記仕様書及び特記事項

この請負事業に係る特記仕様書及び特記事項は下記のとおりとする。

特 記 事 項

1. 森林作業道の作設について

- 1) 森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき行うこととし、別紙「森林作業道作設に係る特記仕様書」のとおりとする。
- 2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- 3) 請負者は、2)で承認された森林作業道の路線計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- 4) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路線計画と異なる施工等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2. 保安林及び国立公園に対する許認可申請について

国有保安林内での事業を実行するためには、立木等の伐採の協議及び土地等の形質変更の協議が必要であり、県知事の承認を得ることとなるため、作業前に請負者と監督職員は、現地を調査し協議申請手続きを行い、承認を得た後に作業に当たること。

3. CSF（豚熱）への対応について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。

4. 事業用車両の通行について

- 1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあたっては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損傷や汚損するような行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
- 2) 車両の安全通行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は請負者の責任により行うこと。

5. 国有林野の貸付地或いは民有地を使用する場合について

- 1) 事業箇所周辺等には国有林野を第三者に貸し付けている国有地や民有地が所在している場

合もあり、事業実行上、それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に請負者責任において当該土地地権者等の承諾等を得ること。

- 2) 事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故紛争等が生じないように努めること。

6. 山火事発生時における消火活動等への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

また、製品生産事業請負標準仕様書第4条第9項を遵守し、林野火災防止に関する誓約書を事業計画書の提出時に併せて提出すること。

7. トラック運材

製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項の封印の実施者については、請負者へ委任する。

暗沢・京塚林道起点から1218に林小班に至る区間（大代（大代）林道）は一部狭い箇所があり、10t車での木材運搬に適さないため、山元から大代貯木場までの木材運搬には4t車を使用すること。

運材にあたって林道状況に不具合が生じた場合は監督職員と協議すること。

8. 生産請負材の生産管理について

- 1) 生産請負材（以下「生産材」という。）については、承認を受けた事業計画書に基づき、計画的かつ円滑な実施に努めること。

- 2) 委託販売材については、事業地での生産から受入れ原木市場における販売まで一貫して行うため、素材の生産状況、原木市場の貯材状況、市場における当該素材の検知、仕分け、極積及び販売の進捗状況等を勘案し、監督職員の指示の下、素材の円滑な搬出・受入に必要な調整を行うこと。

なお、委託先の市場については決定後、指示することとする。

- 3) システム販売材については、事業地毎の土場あるいは最寄りの集積土場に仕分け巻立完了させることとなるので、監督職員の指示の下、素材の円滑な巻立に必要な調整を行うこと。

- 4) 高価値の原木は品質劣化を防ぐため、伐採後はなるべく早く市場へ出荷すること。

9. 他事業との連携について

- 1) 当該事業はシステム販売材を生産することとなっているので、各月の生産量を均等に生産すること。システム協定事業者との連携を十分に行って、月別生産計画を遵守し事業期間内の早めの完遂に努めること。

- 2) システム販売材は国有林内の集積土場等まで小運搬して山元にて巻立が完了（数量の確定等）したものから、システム販売協定者に売り払うことから、巻立完了後速やかに検知野帳を提出すること。

- 3) システム販売用素材の造材方法等については、改めて指示することとする。

- 4) 周辺に造林請負事業等その他事業があることから、素材の運搬等車両の通行、土場等での素材の置き場所、事業実施時期等について、監督職員と疎通を図り、必要に応じて調整を行うこと。

10. 伐採方法について

保育間伐活用型で列状間伐の場合は1伐3残を基本とするが、作業路網の配置状況により植栽列によりがたい等の場合は、1伐3残と同等の間隔により伐採すること。

また、地形条件により搬出が困難な箇所等については、監督職員と協議のうえ存置型の方法に準じて伐採すること。

なお、風倒被害の発生箇所においては、利用可能なものについては、被害木の処理を優先して行うこと。

11. 林地残材の処理方法について

- 1) 搬出をしない伐倒木は、必要に応じて表土流出抑止の観点から等高線に沿って地山に接地させ、転落、流出しないよう伐根や止め木等により両端を固定させること。

- 2) 末木枝条については、上記存置木の上流側に集積することとし、沢敷きや降雨時に出

水のおそれがある凹地地形への集積は行わないこと。

3) 歩道及び伐採区域界沿いは、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処置すること。

12. 造材について

ニーズに応じて有利販売となるよう努めることとし、必要に応じてシステム販売協定者等の採材指導を受けること。

13. 事業進捗状況管理について

1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報を作成し事業終了時に提出すること。

2) 毎月、様式1「工程管理表（月別）」を作成し、翌月10日までに監督職員経由で森林管理署へ提出すること。また、事業終了時には、「工程管理表（最終）」を提出すること。

3) 様式の記入については、別紙2「様式の記入要領」に基づき、実施すること。

14. その他

1) 実行記録写真については、実行管理基準に基づくものとするが、事業中撮り溜めた画像は電子媒体（CD-R）により提出すること。

2) 民地との境界に接することから、伐倒・搬出の際には、十分境界を確認の上、民地の立木を損傷することのないよう行うこと。また、境界標等（コンクリート標等）を損傷しないよう留意すること。境界標、境界線上の枝条等は国有林内に片付け、土砂、枝条等を民有地に入れないこと。境界が不明な場合は、監督職員に立会を依頼すること。

3) 事業地に歩道、作業道等が入っている場合は、監督職員と確認のうえ、その保全に努めること。

4) 1218ち1林小班に隣接する以下の林小班、1218り（精英樹林）、1218ぬ（センペルセコイア植栽地）には作業道を入れないようにし、また、伐倒作業等により当該植栽木を損傷しないよう注意すること。1218へ、1218ち2の獣害防護柵、植栽木を損傷しないこと。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。

②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。

③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。

⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケツ及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に30 cm程度の層ごとにバケツ等で十分締め固めて盛土のり面に固定する。根株は、表

土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

- 2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。
- 3 作業道の使用終了後、次回の再利用まで長期間となる場合には、監督職員等の指示に基づき、土砂の流出や濁水発生抑制対策として、雨滴が直接路面に当たらないように、表面水を分散させることが必要となるので、路面へ枝条等で被覆することや、丸太横断溝の設置や更に轍を無くすことに努めること。
- 4 現地の状況により本仕様書の事項によりがたい場合は、監督職員が指示する。

工程管理表(月分、最終)

分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 殿

令和 年 月 日

事業体名		主間伐別			
契約事業名		生産量(m³)	当月		累計(A)
事業期間		作業道(m)	当月		累計

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (m³/人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(=部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

作業日報

年 月 日		天 候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械 作業者等 作業時間									計	機械 運転時間 (H)	燃料 給油量 (ℓ)	油脂 給油量 (ℓ)	作 業 量
作業道作設	バックホウ												m
伐倒	チェーンソー												本
	ハーベスタ												本
集材①(木寄)	グラップル												本
	スイングヤーダ												本
	荷掛(人力)												本
造材	プロセッサ												本
	チェーンソー												本
集材②(運材)	フォワーダ												台
	グラップル(巻立)												台
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。

注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。

注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。

注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。

注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。

注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。

注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。

注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。

注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。